

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		指定管理者の指定の取消し等
根拠法令及び条項		地方自治法第２４４条の２第１１項
所管部課係名		総合政策部政策課政策係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	１ 指定管理者が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１０項の指示に従わないとき。 ２ 指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合で、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。 (１) 新座市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年新座市条例第４３号。以下この号において「条例」という。）第５条又は第１５条の規定により締結する協定（次号において「協定」という。）に違反したとき。 (２) 協定の履行に関し著しく不正又は不誠実な行為があったとき。 (３) 次のいずれかに該当するに至ったとき。 - ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当したとき。 - イ 法人税、消費税及び地方消費税並びに指定管理者の所在地における法人道府県民税（法人都民税）及び法人市町村民税その他指定管理者に課税された各種税を滞納したとき。 - ウ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の決定を受けたとき。 - エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の決定を受けたとき。 - オ 指定管理者が次のいずれかに該当するとき。 (ｱ) 役員等（指定管理者である団体の役員、その支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者又は統括責任者若しくは施設責任者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。 (ｲ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 (ｳ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (カ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(ｱ)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 (キ) 指定管理者が、(ｱ)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。 - カ 新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。 - キ 条例第１４条の規定に抵触したとき。 (４) 管理業務の処理が著しく不適当と認められるとき。 (５) 経営状態の悪化等により、管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。 (６) 組織的な違法行為を行った場合など、管理業務を行わせることが社会通念上著しく不適当と認められるとき。 (７) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者として管理業務を継続することが著しく不適当と認められるとき。
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	平成２７年４月１日設定（令和 年 月 日最終変更）